

議案第55号

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件を拡大する必要があるによる。

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。